

平成21年度

川崎市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

川崎市監査委員

22川監第570号

平成22年8月24日

川崎市長 阿部孝夫様

川崎市監査委員	松	川	欣	起
同	奥	宮	京	子
同	後	藤	晶	一
同	宮	原	春	夫

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見  
の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

## 目 次

### 平成 21 年度 健全化判断比率審査意見

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の方法	1
第 3	審査の期間	1
第 4	審査の結果	1
1	実質赤字比率	5
2	連結実質赤字比率	6
3	実質公債費比率	9
4	将来負担比率	11
5	まとめ	12

### 平成 21 年度 資金不足比率審査意見

第 1	審査の対象	14
第 2	審査の方法	14
第 3	審査の期間	14
第 4	審査の結果	14
1	地方公営企業法適用企業	16
(1)	病院事業会計	16
(2)	下水道事業会計	16
(3)	水道事業会計	17
(4)	工業用水道事業会計	17
(5)	自動車運送事業会計	18
(6)	高速鉄道事業会計	18
2	地方公営企業法非適用企業	19
(1)	卸売市場事業特別会計	19
(2)	港湾整備事業特別会計	19
(3)	生田緑地ゴルフ場事業特別会計	20
3	まとめ	20

- 注1 文中に用いる金額は原則として万円単位で表示し、特別の表示があるものを除き単位未満は切り捨ててある。
- 2 各比率はすべて百分率で表示し、単位未満は切り捨ててある。なお、前年度比については単位未満を四捨五入してある。
- 3 各表中の符号の用法は次のとおりである。
- 「－」……………皆無又は該当数値なし
  - 「0」、「0.0」……該当数値はあるが、単位未満のもの
  - 「…」……………算出不能、無関係又は不明
- 4 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）の定めるところによる。

# 平成21年度健全化判断比率審査意見

## 第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、公債台帳、交付税台帳、設立法人等財務諸表その他の関係書類を照合するとともに、関係局長から説明を聴取し、その適正性について審査した。

## 第3 審査の期間

平成22年6月1日から同年8月11日まで

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

## 健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	21年度	20年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.25	40.00
実質公債費比率	13.4	15.6	25.0	35.0
将来負担比率	137.4	133.9	400.0	

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

実質赤字比率は、実質赤字が発生しなかったため算出されなかった。

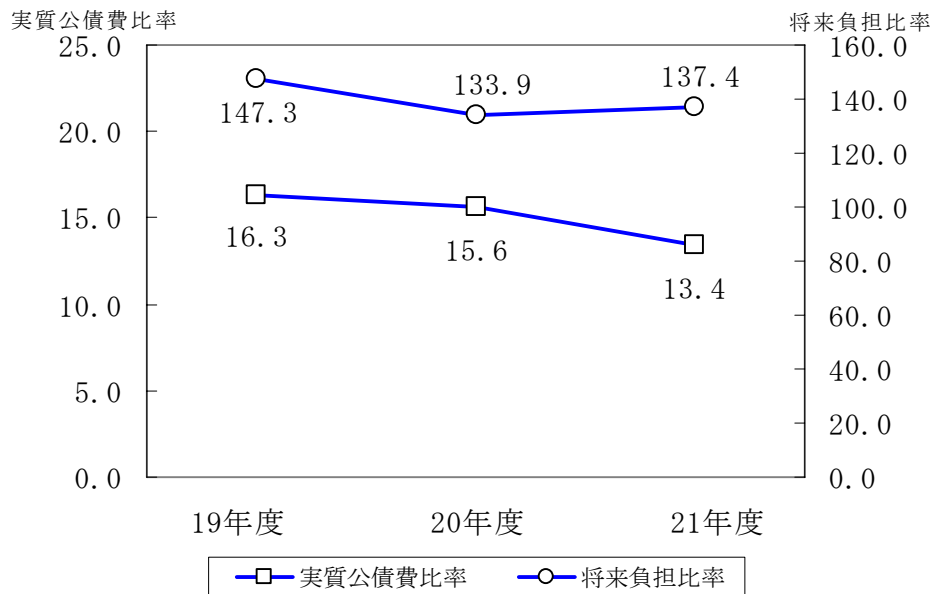
連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

実質公債費比率は13.4%で、早期健全化基準の25.0%を下回った。

将来負担比率は137.4%で、早期健全化基準の400.0%を下回った。

なお、最近3年間の実質公債費比率及び将来負担比率の推移を示すと第1図のとおりである。

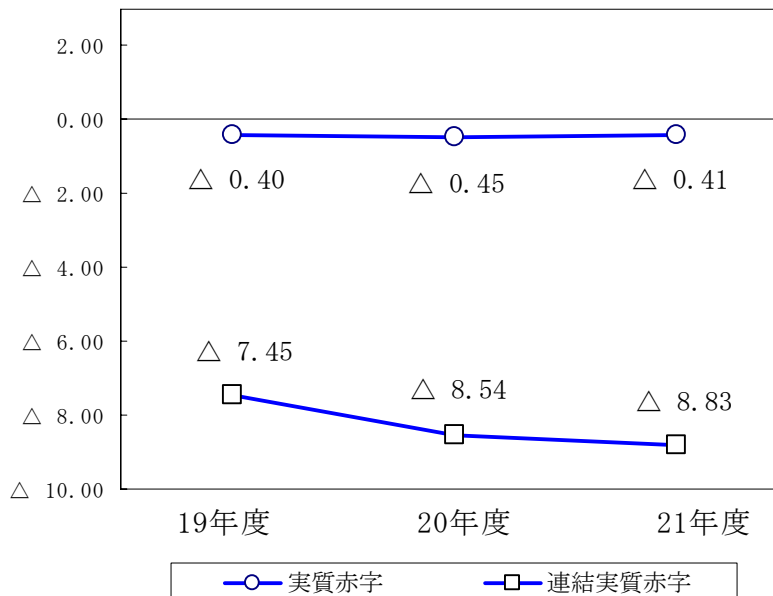
第1図 実質公債費比率及び将来負担比率の推移



[参考]

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されないが、実質赤字額及び連結実質赤字額を標準財政規模で除した数値を百分率として推移を示すと第2図のとおりである。

第2図 実質赤字及び連結実質赤字の推移



それぞれの比率の対象となる会計等は第3図のとおりである。

第3図 対象会計等の範囲

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計			
		公害健康被害補償事業特別会計			
		勤労者福祉共済事業特別会計			
		墓地整備事業特別会計			
		公共用地先行取得等事業特別会計			
		公債管理特別会計			
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	競輪事業特別会計	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率
		国民健康保険事業特別会計			
		老人保健医療事業特別会計			
		後期高齢者医療事業特別会計			
		介護保険事業特別会計			
		公営企業会計			
下水道事業会計					
水道事業会計					
工業用水道事業会計					
自動車運送事業会計					
高速鉄道事業会計					
地方公営企業法非適用企業	卸売市場事業特別会計				
	港湾整備事業特別会計				
	生田緑地ゴルフ場事業特別会計				
一 部 事 務 組 合					
土 地 開 発 公 社					
損 失 補 償 団 体					

各比率の審査結果は次のとおりである。



## 1 実質赤字比率

実質赤字比率は第1表のとおりである。

### 第1表 実質赤字比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	21 年度	20 年度	比較増△減	
実質赤字額(a+b+c=A)	△ 1,290,236	△ 1,430,490	140,254	90.2
繰上充用額(a)	△ 1,682,059	△ 1,774,265	92,206	94.8
支払繰延額(b)	—	—	—	…
事業繰越額(c)	391,823	343,775	48,048	114.0
標準財政規模(B)	311,875,395	311,395,290	480,105	100.2
(A/B×100)	△ 0.41	△ 0.45		
<b>実質赤字比率</b>	<b>—</b>	<b>—</b>		
<b>早期健全化基準</b>	<b>11.25</b>			
<b>財政再生基準</b>	<b>20.00</b>			

(注) 実質黒字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

$$= \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の実質赤字比率は、実質赤字額(A)がマイナス12億9,023万円となり、実質黒字となったため算出されなかった。

各算定項目についてみると、次のとおりである。

繰上充用額(a)はマイナス16億8,205万円であり、実質黒字であるため発生はしていない。支払繰延額(b)はなく、事業繰越額(c)は3億9,182万円であった。これは、全額母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係るものであり、国の予算から支出される福祉資金貸付債に伴うもので、母子寡婦福祉資金貸付事業に係る剰余金は、後年度において貸し付けるための財源として、事業繰越として取り扱うことによるものである。

＊標準財政規模

標準的な一般財源の規模を示すものである。地方財政法施行令附則第12条第2項の規定により臨時財政対策債発行可能額を含む。

＊翌年度に繰り越すべき財源

繰越事業等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したものである。繰越額から未収入特定財源を除いたものと等しい。

## 2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は第2-1表のとおりである。

第2-1表 連結実質赤字比率

(単位:千円、%)

項目	金額			前年度比
	21年度	20年度	比較増△減	
連結実質赤字額 ((a+b)-(c+d)=A)	△ 27,553,716	△ 26,600,959	△ 952,757	103.6
実質赤字合計額(a)	—	—	—	…
資金不足額合計額(b)	—	—	—	…
実質黒字合計額(c)	1,702,864	2,879,929	△ 1,177,065	59.1
資金剰余額合計額(d)	25,850,852	23,721,030	2,129,822	109.0
標準財政規模(B)	311,875,395	311,395,290	480,105	100.2
(A/B×100)	△ 8.83	△ 8.54		
<b>連結実質赤字比率</b>	<b>—</b>	<b>—</b>		
<b>早期健全化基準</b>	<b>16.25</b>			
<b>財政再生基準</b>	<b>40.00</b>			

(注) 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。この場合連結実質赤字比率は算出されない。

$$\left[ \begin{array}{l}
 \text{＜算定式＞} \\
 \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\
 \text{連結実質赤字額} = (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額}) \\
 \quad \quad \quad - (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剰余額合計額})
 \end{array} \right.$$

連結実質赤字比率は、すべての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額(A)がマイナス275億5,371万円となり、連結実質黒字となったため算出されなかった。

なお、一般会計等及び一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外

の会計の総計による会計別実質収支額は第2-2表、公営企業会計の会計別資金剰余額は第2-3表のとおりである。

**第2-2表 総計による会計別実質収支額**  
(一般会計等及び公営企業に係る特別会計以外の会計)

(一 般 会 計 等)				(単位:千円)
会 計 名	歳入額(1)	歳出額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額 (1)-(2)-(3)
一 般 会 計	605,722,475	592,702,313	12,044,938	975,224
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	618,003	226,180	391,823	-
公害健康被害補償事業特別会計	151,495	82,674	-	68,821
勤労者福祉共済事業特別会計	124,936	102,533	-	22,403
墓地整備事業特別会計	627,059	403,271	-	223,788
公共用地先行取得等事業特別会計	27,024,991	27,024,991	-	-
公債管理特別会計	267,187,989	267,187,989	-	-
<b>小 計</b>	/	/	/	<b>1,290,236</b>
(一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計)				
会 計 名	歳入額(1)	歳出額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額 (1)-(2)-(3)
競輪事業特別会計	22,759,406	22,527,961	-	231,445
国民健康保険事業特別会計	116,304,118	115,806,068	498,050	-
老人保健医療事業特別会計	374,999	349,679	-	25,320
後期高齢者医療事業特別会計	9,863,438	9,376,435	487,003	-
介護保険事業特別会計	54,956,092	54,800,229	-	155,863
<b>小 計</b>	/	/	/	<b>412,628</b>
<b>合 計</b>	/	/	/	<b>1,702,864</b>

(注)歳入額及び歳出額それぞれの総計を一致させるため、各会計において端数調整を行っている。

## 第 2 - 3 表 会計別資金剰余額（公営企業会計）

（地方公営企業法適用企業）

（単位：千円）

会 計 名	流動資産等 (1)	算入地方債 (2)	流動負債等 (3)	資金剰余額 (1)-(2)-(3)
病 院 事 業 会 計	7,704,808	-	5,807,998	1,896,810
下 水 道 事 業 会 計	11,509,732	-	11,345,253	164,479
水 道 事 業 会 計	23,489,179	-	6,770,044	16,719,135
工 業 用 水 道 事 業 会 計	6,555,279	-	872,961	5,682,318
自 動 車 運 送 事 業 会 計	2,008,441	-	1,122,657	885,784
高 速 鉄 道 事 業 会 計	58,176	-	16,918	41,258
<b>小 計</b>	/	/	/	<b>25,389,784</b>

（地方公営企業法非適用企業）

会 計 名	歳入額 (1)	算入地方債 (2)	歳出額 (3)	資金剰余額 (1)-(2)-(3)
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	2,397,291	-	2,397,291	-
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	1,526,446	-	1,526,446	-
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 事 業 特 別 会 計	728,117	-	267,049	461,068
<b>小 計</b>	/	/	/	<b>461,068</b>
<b>合 計</b>	/	/	/	<b>25,850,852</b>

**\* 実質赤字合計額**

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額である。

**\* 資金不足額合計額**

公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額である。

**\* 実質黒字合計額**

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額である。

**\* 資金剰余額合計額**

公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額である。

### 3 実質公債費比率

実質公債費比率は第3表のとおりである。

第3表 実質公債費比率

(単位:千円、%)

項目	21年度	20年度	19年度	18年度
地方債の元利償還金(A)	43,314,031	50,840,366	59,228,502	67,427,182
地方債の準元利償還金(B)	48,848,257	47,371,162	46,970,428	44,715,795
地方債償還に充当される特定財源(C)	20,195,040	19,907,050	21,928,209	23,714,509
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	41,197,210	42,873,392	42,548,062	42,292,331
標準財政規模(E)	311,875,395	311,395,290	305,696,602	301,001,217
<b>実質公債費比率(単年度)</b> <b>((A+B)-(C+D))/(E-D) × 100</b>	<b>11.36776</b>	<b>13.19486</b>	<b>15.85517</b>	<b>17.83322</b>
<b>21年度実質公債費比率</b> <b>(過去3か年平均値)</b>	<b>13.4</b>			/
<b>20年度実質公債費比率</b> <b>(過去3か年平均値)</b>	/			<b>15.6</b>
<b>早期健全化基準</b>	<b>25.0</b>			
<b>財政再生基準</b>	<b>35.0</b>			

(注) 実質公債費比率(単年度)は小数第6位を四捨五入している。

21年度実質公債費比率及び20年度実質公債費比率は小数第2位を切り捨てている。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{<算定式>} \\ \text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \end{array} \right]$$

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

過去3年間の単年度の実質公債費比率を平均して算出した当年度の実質公債費比率は13.4%となり、早期健全化基準である25.0%を11.6ポイント下回っている。

当年度の実質公債費比率(過去3か年平均値)は、前年度に比べ2.2ポイント改善し、単年度の実質公債費比率をみると、当年度は前年度に比べ1.8271ポイント改善している。これは主に地方債の元利償還金(A)が、前年度に比べ75億2,633万円減少し433億1,403万円となったことなどによるものである。

---

\* 地方債の元利償還金

一般会計等に係る公債費から、イ、ロ、ハ及びニを控除し、ホを加えた額である。

イ：繰上償還を行ったもの

ロ：借換債を財源として償還を行ったもの

ハ：満期一括償還地方債の元金償還金

ニ：利子支払金のうち減債基金の運用利子を財源とするもの

ホ：減債基金積立不足額を考慮して算定した額

\* 地方債の準元利償還金

へからヌまでの合計額である。

へ：満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還をした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額

ト：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

チ：組合等への負担金・補助金で組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

リ：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ヌ：一時借入金の利子

\* 特定財源

使途が特定されている財源。実質公債費比率算定に当たっては地方債償還に充当することをあらかじめ想定されていたものを指す。

\* 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額である。

#### 4 将来負担比率

将来負担比率は第4表のとおりである。

#### 第4表 将来負担比率

(単位:千円、%)

項目	金額			前年度比
	21年度	20年度	比較増△減	
将来負担額 (a+b+c+d+e+f+g+h=A)	1,289,946,499	1,310,135,045	△ 20,188,546	98.5
当年度末一般会計等地方債現在高(a)	946,440,757	958,618,091	△ 12,177,334	98.7
債務負担行為に基づく支出予定額(b)	21,554,097	24,887,333	△ 3,333,236	86.6
一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額(c)	230,716,570	230,209,483	507,087	100.2
組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額(d)	—	—	—	…
退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額(e)	87,369,413	92,036,021	△ 4,666,608	94.9
設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額(f)	3,698,273	4,076,841	△ 378,568	90.7
連結実質赤字額(g)	—	—	—	…
組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額(h)	167,389	307,276	△ 139,887	54.5
充当可能基金額(B)	114,588,595	146,330,073	△ 31,741,478	78.3
特定歳入見込額(C)	259,837,366	266,697,997	△ 6,860,631	97.4
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(D)	543,371,023	537,474,929	5,896,094	101.1
標準財政規模(E)	311,875,395	311,395,290	480,105	100.2
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(F)	41,197,210	42,873,392	△ 1,676,182	96.1
<b>将来負担比率</b> <b>((A-(B+C+D))/(E-F))×100</b>	<b>137.4</b>	<b>133.9</b>		
<b>早期健全化基準</b>	<b>400.0</b>			

<算定式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定歳入見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

当年度の将来負担比率は137.4%であり、前年度と比べ3.5ポイント悪化したものの、早期健全化基準である400.0%を262.6ポイント下回っている。

これは主に地方債の現在高が前年度に比べ121億7,733万円、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額が46億6,660万円減少したことなどにより、将来負担額が減少したものの、充当可能基金が前年度に比べ317億4,147万円、特定歳入見込額が68億6,063万円減少したことなどにより、充当可能財源が将来負担額以上に減少したことなどによるものである。

---

\* 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為として予算に計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額で、地方債をその財源とすることができる経費（地方財政法第5条各号の経費等）に係るものである。その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。

\* 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

当該団体が加入する地方公共団体の組合等が起こした地方債の元金償還に充てるため、当該団体の一般会計等において負担又は補助が必要と認められる額である。

\* 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額である。

\* 組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額

本市が加入する組合等の連結実質赤字額に相当する額のうち、本市の一般会計等で実質的に負担することが見込まれる額である。

\* 充当可能基金額

本市が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる基金の額である。

\* 特定歳入見込額

将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることのできる歳入の見込額である。

## 5 まとめ

当年度の健全化判断比率の4比率は、すべてにおいて早期健全化基準を下回っていた。

過去3年間の状況をみると、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については実質赤字及び資金不足が生じていないため、いずれの年度においても比率は算出されていない。また、実質公債費比率については3年続けて改善の傾向を示しており、将来負担比率については、ほぼ横ばいで推移している。

各比率は早期健全化基準を下回っているものの、平成22年度予算では、過去最大と



なる市税の落ち込みが見込まれているなど、当面、厳しい財政状況が続くものと考えられることから、引き続き、効率的・効果的な行政体制の整備や組織力の強化などを図りながら、持続可能な財政構造の構築に向けた取組を進めていくことを望むものである。

# 平成21年度資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、特別会計（卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計に限る。）及び公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類を照合するとともに、企業管理者等の説明を聴取し、その適正性について審査した。

## 第3 審査の期間

平成22年6月1日から同年8月11日まで

## 第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

## 資金不足比率の状況

(単位：%)

会 計 名	21年度	20年度	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	
水 道 事 業 会 計	—	—	
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	
自 動 車 運 送 事 業 会 計	—	—	
高 速 鉄 道 事 業 会 計	…	…	
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	—	
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 事 業 特 別 会 計	—	—	

(注) 資金不足がない場合、資金不足比率は算出されない。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車運送事業会計、卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計は、資金不足が発生しなかったため資金不足比率は算出されなかった。

高速鉄道事業会計は資金不足が発生しなかった。また、営業開始前であることから営業収益がなかったため資金不足比率は算出不能であった。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率であり、資金不足額を事業規模で除することで算出される。

各会計の資金不足比率の審査結果は次のとおりである。

## 1 地方公営企業法適用企業

$$\left( \begin{array}{l} \text{＜算定式＞} \\ \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \\ \text{事業規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \end{array} \right)$$

### (1) 病院事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	21年度	20年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 1,896,810	△ 1,508,531	△ 388,279	125.7
流動負債等(a)	5,807,998	5,837,088	△ 29,090	99.5
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	7,704,808	7,345,619	359,189	104.9
事業規模(B)	30,060,122	27,964,122	2,096,000	107.5
(A/B×100)	△ 6.3	△ 5.3		
<b>資金不足比率</b>	—	—		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			

(注) 資金剰余額がある場合、資金不足額は負の値で表示される。この場合資金不足比率は算出されない。以下の表について同じ。

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス18億9,681万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

### (2) 下水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	21年度	20年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 164,479	△ 164,479	—	100
流動負債等(a)	11,345,253	12,267,857	△ 922,604	92.5
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	11,509,732	12,432,336	△ 922,604	92.6
事業規模(B)	35,755,067	36,242,730	△ 487,663	98.7
(A/B×100)	△ 0.4	△ 0.4		
<b>資金不足比率</b>	—	—		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス1億6,447万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

### (3) 水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	21 年度	20 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 16,719,135	△ 15,340,969	△ 1,378,166	109.0
流動負債等(a)	6,770,044	5,746,374	1,023,670	117.8
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	23,489,179	21,087,343	2,401,836	111.4
事業規模(B)	29,919,241	30,170,382	△ 251,141	99.2
(A/B×100)	△ 55.8	△ 50.8		
<b>資金不足比率</b>	—	—		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 167 億 1,913 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

### (4) 工業用水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	21 年度	20 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 5,682,318	△ 5,483,570	△ 198,748	103.6
流動負債等(a)	872,961	1,185,621	△ 312,660	73.6
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	6,555,279	6,669,191	△ 113,912	98.3
事業規模(B)	7,751,311	7,927,487	△ 176,176	97.8
(A/B×100)	△ 73.3	△ 69.1		
<b>資金不足比率</b>	—	—		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 56 億 8,231 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

## (5) 自動車運送事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	21 年度	20 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 885,784	△ 783,533	△ 102,251	113.0
流動負債等 (a)	1,122,657	1,218,937	△ 96,280	92.1
算入地方債現在高 (b)	—	—	—	…
流動資産等 (c)	2,008,441	2,002,470	5,971	100.3
事業規模(B)	7,430,902	7,715,424	△284,522	96.3
(A/B×100)	△ 11.9	△ 10.1		
資金不足比率	—	—		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 8 億 8,578 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

## (6) 高速鉄道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	21 年度	20 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 41,258	△ 40,290	△ 968	102.4
流動負債等 (a)	16,918	12,376	4,542	136.7
算入地方債現在高 (b)	—	—	—	…
流動資産等 (c)	58,176	52,666	5,510	110.5
事業規模(B)	—	—	—	…
(A/B×100)	…	…		
資金不足比率	…	…		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 4,125 万円となり、資金不足が発生せず、また営業開始前であることから営業収益がないため算出不能であった。

\* 流動負債等

流動負債の額から控除すべき未払金等を控除した額である。

\* 流動資産等

流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額である。

\* 算入地方債現在高

建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。

## 2 地方公営企業法非適用企業

$$\left[ \begin{array}{l} \text{＜算定式＞} \\ \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \\ \text{事業規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額} \end{array} \right]$$

### (1) 卸売市場事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	21年度	20年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	—	—	—	…
歳出額(a)	2,397,291	2,549,559	△ 152,268	94.0
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	2,397,291	2,549,559	△ 152,268	94.0
事業規模(B)	914,339	949,396	△ 35,057	96.3
(A/B×100)	—	—		
<b>資金不足比率</b>	—	—		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			

当年度の資金不足比率は、資金不足、資金剰余ともに発生しなかったため算出されなかった。

### (2) 港湾整備事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	21年度	20年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	—	△ 26,182	26,182	…
歳出額(a)	1,526,446	1,520,249	6,197	100.4
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	1,526,446	1,546,431	△ 19,985	98.7
事業規模(B)	784,579	871,132	△ 86,553	90.1
(A/B×100)	—	△ 3.0		
<b>資金不足比率</b>	—	—		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			

当年度の資金不足比率は、資金不足、資金剰余ともに発生しなかったため算出されなかった。

### (3) 生田緑地ゴルフ場事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	21 年度	20 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 461,068	△ 373,476	△ 87,592	123.5
歳出額(a)	267,049	437,462	△ 170,413	61.0
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	728,117	810,938	△ 82,821	89.8
事業規模(B)	316,461	309,430	7,031	102.3
(A/B×100)	△ 145.6	△ 120.6		
<b>資金不足比率</b>	—	—		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス4億6,106万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

### 3 まとめ

当年度は、すべての会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率は算出されていない。

今後とも、施設整備などに伴い、多額の資金需要が見込まれる会計もあることから、引き続き、資金収支の的確な把握に努めるとともに、各会計で定める経営健全化計画等を着実に進め、安定した経営基盤を構築していくことを望むものである。